

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 9 月 18 日（金）第 142 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除予定の通知（森づくり推進課取扱い） 1
- 漁船保険付保義務発生（水産振興課取扱い） 1
- 地籍調査の成果の認証（農地保全課取扱い） 2
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（2件）
（鹿児島地域振興局取扱い） 2
（始良・伊佐地域振興局取扱い） 2

公 告

- 令和3年度鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査の申請期間等に関する公告（監理課取扱い） 3
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 3
- 公募によらない指定管理者の候補者選定の公告（災害対策課取扱い） 3
- 落札者等の公告（2件）（県立武岡台養護学校取扱い） 4

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数（※）（選挙管理委員会取扱い） 5
- 政治団体の名称等の公表（選挙管理委員会取扱い） 6

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 8

告 示

鹿児島県告示第846号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 9 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
熊毛郡南種子町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
宇宙航空研究開発施設用地とするため
（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南種子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第847号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果，高山加入区について，同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 2 年 9 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第848号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和 2 年 9 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
南種子町	平成30年4月2日から令和2年2月13日まで	地籍図及び地籍簿	熊毛郡南種子町平山の一部	令和2年9月10日
徳之島町	平成29年4月9日から令和2年2月12日まで	地籍図及び地籍簿	大島郡徳之島町亀津、白井及び山の各一部	令和2年9月10日
知名町	平成30年4月27日から令和2年2月3日まで	地籍図及び地籍簿	大島郡知名町大字田皆の一部	令和2年9月10日

鹿児島県告示第849号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 2 年 9 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和2年9月18日から令和3年2月26日まで
- 3 作業の地域 志布志市内之倉地内

鹿児島地域振興局告示第9号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 2 年 9 月 18 日

鹿児島地域振興局長 寺地浩一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援事業所なーちゃ	いちき串木野市平江20312番地47	株式会社Ocean's Child	いちき串木野市浜ヶ城12287番地10	米田 憲史	令和2年4月1日	児童発達支援
ハビステ吹上	日置市吹上町小野1212番地	株式会社ハンズウエル	日置市吹上町小野1212番地	坂之上竜治	令和2年4月1日	児童発達支援・放課後等サービス

始良・伊佐地域振興局告示第24号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 2 年 9 月 18 日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後デイ・マ リオ	霧島市隼人町姫 城字山野1815番	特定非営利活動 法人霧島スイミ ングクラブ	霧島市福山町福 山1565番地 1	南園 哲美	令和 2 年 4 月 1 日	放課後等 デイサー ビス
にじいろのたね	霧島市国分重久 1747番地 1	一般社団法人よ つば会	霧島市国分重久 1747番地 1	公文 美樹	令和 2 年 4 月 1 日	放課後等 デイサー ビス

公 報

令和 3 年度鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査の申請期間等に関する公告

鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱（平成21年鹿児島県告示第 485号）第 7 条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

令和 2 年 9 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 県内に本店を有する者

場 所	日 時	
	年 月 日	時 間
鹿児島県土木部監理課（鹿児島市鴨池 新町10番 1 号）	令和 2 年 11 月 9 日から同月 19 日までのそれぞれの日（県の 休日を除く。）	8 : 30 ~ 17 : 15

2 県外に本店を有する者

場 所	日 時	
	年 月 日	時 間
鹿児島県土木部監理課（鹿児島市鴨池 新町10番 1 号）	令和 2 年 12 月 7 日から同月 17 日までのそれぞれの日（県の 休日を除く。）	8 : 30 ~ 17 : 15

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 2 年 9 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

出水市下知識町1424番 2, 1426番 1, 1427番 1, 1428番 1, 1429番 1, 1430番 1, 1431番 1, 1432番 1, 1433番 1, 1434番 1, 1435番 1 及び1436番 1

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田卓巳

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

令和 2 年 9 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県防災研修センター（以下「防災研修センター」という。）
- 2 公の施設の所在地
始良市平松6252番地
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 防災研修センターの施設（設備及び備品を含む。）及び展示品の維持管理に関する業務
 - (2) 防災研修センターを利用した防災に係る研修の企画及び実施に関する業務
 - (3) 防災に係る資料の展示及び解説に関する業務
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、防災研修センターの管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 適用条文
鹿児島県公の施設に関する条例第 7 条第 1 項第 4 号

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 2 年 9 月 18 日

鹿児島県立武岡台養護学校長 迫田博幸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
陸上運送サービス（鹿児島県立武岡台養護学校通学バス運行業務） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県立武岡台養護学校
鹿児島市小野町2760番地
- 3 落札者を決定した日
令和 2 年 8 月 28 日
- 4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額
 - (1) 南国交通観光株式会社
鹿児島市照国町12番15号
19,008,000円（1号車 皇徳寺線）
 - (2) 鹿児島交通株式会社
鹿児島市山下町9番5号
19,800,000円（2号車 谷山線）
 - (3) 鹿児島交通株式会社
鹿児島市山下町9番5号
20,680,000円（3号車 桜丘線）
 - (4) 南国交通観光株式会社
鹿児島市照国町12番15号
18,948,600円（4号車 春山線）
 - (5) 鹿児島中央観光バス株式会社
鹿児島市小山田町7276番地9
20,900,000円（5号車 伊敷線）
- 5 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 2 年 7 月 14 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 2 年 9 月 18 日

鹿 児 島 県 立 武 岡 台 養 護 学 校 長 迫 田 博 幸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
陸上運送サービス（鹿 児 島 県 立 武 岡 台 養 護 学 校 通 学 バ ス 運 行 業 務） 一 式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿 児 島 県 立 武 岡 台 養 護 学 校
鹿 児 島 市 小 野 町 2760 番 地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令 和 2 年 8 月 28 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株 式 会 社 ア ー ベ ル
鹿 児 島 市 石 谷 町 88 番 1
- 5 随意契約に係る契約金額
21,450,000 円（6 号 車 中 山 線）
- 6 随意契約によることとした理由
地 方 自 治 法 施 行 令（昭 和 22 年 政 令 第 16 号）第 167 条 の 2 第 1 項 第 8 号 該 当

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 48 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和 2 年 7 月 3 日鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 34 号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和 2 年 9 月 18 日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 松 下 良 成

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	26,978	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	268,608	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿 児 島 市 ・ 鹿 児 島 郡 区	149,835
	鹿 屋 市 ・ 垂 水 市 区	31,879
	枕 崎 市 区	5,876
	阿 久 根 市 ・ 出 水 郡 区	8,591
	出 水 市 区	14,523
	指 宿 市 区	11,313
	西 之 表 市 ・ 熊 毛 郡 区	11,419
	薩 摩 川 内 市 区	25,929
	日 置 市 区	13,319
曾 於 市 区	10,048	

	霧島市・始良郡区	36,738
	いちき串木野市区	7,785
	南さつま市区	9,492
	志布志市・曾於郡区	12,121
	奄美市区	13,499
	南九州市区	9,770
	伊佐市区	7,247
	始良市区	21,242
	薩摩郡区	5,857
	肝属郡区	10,180
	大島郡区	16,461
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		268,608
地方自治法第86条第1項に基づく副知事，選挙管理委員，監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		

鹿児島県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体，法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体，法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体及び法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

令和 2 年 9 月 18 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党鹿児島県薩摩郡区支部	白石 誠	古田 昌也	薩摩郡さつま町虎居町5-6	○	令和2年8月3日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------

阿久根憲造後援会	阿久根 憲造	阿久根 浩平	薩摩川内市向田本町18-19	令和 2 年 8 月 13 日
伊佐未来会議山口ゆうじ後援会	山口 裕二	山口 陽子	伊佐市菱刈前目4458	令和 2 年 8 月 11 日
犬井美香後援会	犬井 美香	犬井 保昭	薩摩川内市東郷町藤川1054番地 4	令和 2 年 8 月 19 日
いわきり正之後援会	佃 昌樹	遠嶋 春日児	薩摩川内市東向田町10番 3 号	令和 2 年 8 月 12 日
坂口まさゆき後援会	坂口 正幸	山中 明	薩摩川内市樋脇町塔之原5230-1	令和 2 年 8 月 6 日
とくだ要一後援会	得田 要一	得田 ツユミ	大島郡龍郷町嘉渡430	令和 2 年 8 月 14 日
なかむら浩久後援会	中馬 節郎	仮屋崎 勝幸	伊佐市大口木ノ氏992	令和 2 年 8 月 6 日
新原信行後援会	西ノ原 清弘	西ノ原 稔子	薩摩川内市東大小路町60-2	令和 2 年 8 月 21 日
溝上一樹後援会	西菌 桂	庵地 優	薩摩川内市里町里3552	令和 2 年 8 月 11 日
山元つよし後援会	山元 剛	山元 剛	薩摩川内市国分寺町6595-3	令和 2 年 8 月 28 日

2 異動の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
鹿児島県分権地方自治政策研究会	藤田 太一	会計責任者の氏名	伊地知 紘徳	林 孝子	令和 2 年 8 月 25 日
谷下まさかず後援会	谷下 政一	主たる事務所の所在地	伊佐市菱刈花北564-4	伊佐市菱刈市山2485番地 1	令和 2 年 8 月 24 日
		会計責任者の氏名	今村 正興	児玉 勝志	
安田壮平後援会	安田 壮平	主たる事務所の所在地	奄美市名瀬小俣町29番32号	奄美市名瀬古田町 5 番 7 号	令和 2 年 8 月 1 日
		会計責任者の氏名	安田 莊一郎	安井 誠	

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
かごしま水商売連盟	鹿児島市南林寺町17-17-805号	下山 直哉	令和 2 年 8 月 26 日
下山なおや後援会	鹿児島市南林寺町17-17-805号	下山 直哉	令和 2 年 8 月 26 日
しおかぜの会	鹿児島市武二丁目31番6号Aクロス武101	小幡 雅道	令和 2 年 8 月 14 日
徳留くにはる後援会	垂水市牛根境1496	徳留 博邦	令和元年12月31日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
坂口 正幸	坂口 正幸	薩摩川内市	坂口まさゆき	薩摩川内市樋脇	令和 2 年

		議会議員	後援会	町塔之原5230-1	8月6日
山元 剛	山元 剛	薩摩川内市議会議員	山元つよし後援会	薩摩川内市国分寺町6595-3	令和2年8月28日

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和2年9月18日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習
令和2年11月16日（月）から同月21日（土）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
 - (2) 追加取得講習
令和2年11月19日（木）から同月21日（土）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
- 3 講習の実施場所
鹿児島県住宅供給公社ビル3階大会議室（鹿児島市新屋敷町16番）
- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属している者のうち、受講申込日において、次のいずれかの条件に該当する者
ア 最近5年間に1の警備業務の区分（以下「1号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した者
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
 - (2) 追加取得講習
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属している者のうち、受講申込日において、1号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当する者

- ア 最近 5 年間に 1 号に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
 - イ 検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（1 号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（1 号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
 - エ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（1 号に係るものに限る。）に合格した者
 - オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（1 号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- 5 受講定員
- (1) 新規取得講習
15 人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）
 - (2) 追加取得講習
5 人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）
- 6 受講申込みの受付等
- (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
令和 2 年 10 月 6 日（火）から同月 9 日（金）まで
 - イ 時間帯
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
 - (2) 受付場所
 - ア 県内に居住する者等
受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 県外に居住する者
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - (3) 提出書類
 - ア 共通
講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前 6 か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ 4.2 センチメートル、横の長さ 3.6 センチメートル）1 枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1 通
 - イ 新規取得講習
 - (ア) 4 の(1)の ア に該当する者
 - a 1 号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1 通
 - b 履歴書 1 通
 - (イ) 4 の(1)の イ に該当する者
1 号の警備業務に係る 1 級検定合格証明書の写し 1 通
 - (ウ) 4 の(1)の ウ に該当する者
 - a 1 号の警備業務に係る 2 級検定合格証明書の写し 1 通
 - b 警備業務従事証明書 1 通
 - (エ) 4 の(1)の エ に該当する者
1 号の警備業務に係る旧 1 級検定合格証の写し 1 通
 - (オ) 4 の(1)の オ に該当する者
 - a 1 号の警備業務に係る旧 2 級検定合格証の写し 1 通
 - b 警備業務従事証明書 1 通

ウ 追加取得講習

- (ア) 4 の(2)のアに該当する者
 - a 警備業務従事証明書 1 通
 - b 履歴書 1 通
 - c 1 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通
- (イ) 4 の(2)のイに該当する者
 - a 1 号の警備業務に係る 1 級検定合格証明書の写し 1 通
 - b 1 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通
- (ウ) 4 の(2)のウに該当する者
 - a 1 号の警備業務に係る 2 級検定合格証明書の写し 1 通
 - b 警備業務従事証明書 1 通
 - c 1 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通
- (エ) 4 の(2)のエに該当する者
 - a 1 号の警備業務に係る旧 1 級検定合格証の写し 1 通
 - b 1 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通
- (オ) 4 の(2)のオに該当する者
 - a 1 号の警備業務に係る旧 2 級検定合格証の写し 1 通
 - b 警備業務従事証明書 1 通
 - c 1 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参し、申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

7 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して 1 号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
- (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

- (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110 (内線3032・3033)
- (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490